

第2期
岩見沢市
子ども・子育てプラン



IWAMIZAWA

令和2年3月



1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法は、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するものです。

それらの趣旨を踏まえ、第 2 期岩見沢市子ども・子育てプラン（以下、第 2 期プラン）は、第 1 期プラン策定後の少子化の動向や女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら取りまとめました。

(2) 法的な位置づけ、上位計画・関連計画との関係

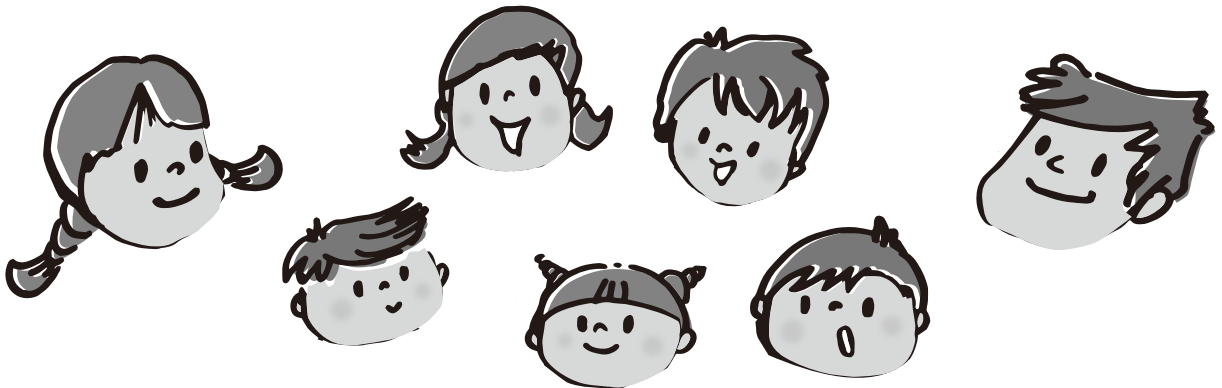
第 2 期プランは、子ども・子育て支援関連 3 法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画ならびに児童福祉法改正にともなう児童虐待防止計画として位置づけます。

また、上位計画である「第 6 期岩見沢市総合計画（平成 30 年度～令和 9 年度）」との整合を図るとともに、市の総合戦略や健康福祉・教育分野など各分野の関連計画、北海道の第 4 期子ども未来計画ならびに第 2 期北海道子どもの貧困対策推進計画との関係にも留意しています。

(3) 計画の策定体制

第 2 期プランは、岩見沢市子ども・子育て会議の場で協議し、策定しました。また、児童虐待防止ならびに子どもの貧困対策に関する専門的な検討結果も計画に反映しています。

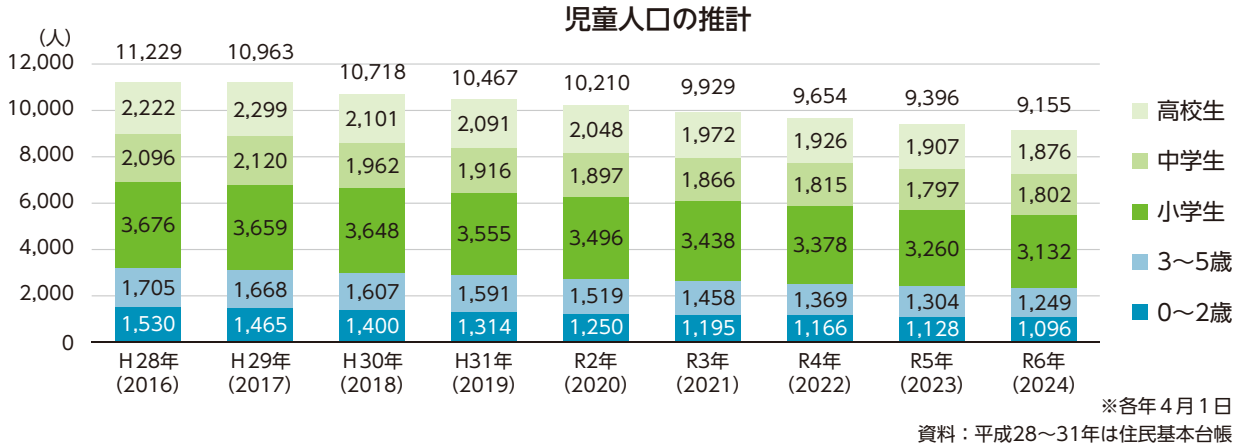
また、子育て家庭を対象とした「第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」をはじめ、市広報紙の折り込み等を活用した「子ども・子育てに関するアンケート調査」等とともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。





2 将来の児童数

住民基本台帳人口ならびに出生率の実績値をもとに、0歳から17歳までの児童人口を推計すると、令和2年から同6年までの第2期プランの期間中に、0歳から17歳までの児童人口は、約1千人減少する見込みとなっています。



3 計画の基本理念と基本的な考え方

第2期プランの基本理念は、第1期プランと同様に「ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪」とします。

これは、子どもと子育てをする人、それを支援する人、地域で生活する人など、みんなが満足するために、どんなまちを目指していくのかを考えて表現したものです。

第2期プランの基本理念

ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪

～ 子どもをまんやかに ～

子育てを通して、様々な年代、立場の人が、幸せな気持ちになって笑顔になれます。子どもをまんやかにした笑顔の輪は、絆を深め、みんなの幸せを紡いでいきます。

この計画は、「子どもを支える」、「子育てを支える」の2つの視点で作成しました。

また、子どもと保護者は、支えられるばかりでなく、周りの人を笑顔にするなど、支える立場になることもあり、誰もが支え手としての役割を持っています。

そのうえで、具体的な事業を、子どもと保護者に働きかける役割の違いから、「安全」「安心」「笑顔」の3つの視点で分類しています。

子ども・子育てのビジョン
『ひとの絆で紡ぐ 笑顔の輪』

基本的な考え方（2つの視点）
『子どもを支える』『子育てを支える』

3つの視点から事業を展開
『安全』『安心』『笑顔』



4 6つの基本目標と事業の優先順位

子ども・子育てのビジョン、基本的な考え方（2つの視点）、3つの視点から事業を展開するという考え方を踏まえ、第2期プランでは6つの基本目標を定め、具体的な事業を実施していきます。

基本目標1

幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援

- ① 幼児期の学校教育・保育の充実
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 児童の健全育成
- ④ 世代間交流の推進

基本目標2

子どもと保護者の健康の確保・増進

- ① 子どもと保護者の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

基本目標3

子どもの教育とあそび環境の充実

- ① 次代の親の育成
- ② 学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 有害環境対策の推進
- ⑤ 児童療育の充実（障がい児施策の充実を含む）
- ⑥ あそび環境の充実

基本目標4

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

- ① 仕事と家庭との調和
- ② 子育てしやすい住環境
- ③ 安全な道路交通環境等の整備
- ④ 安全・安心まちづくりの推進

基本目標5

児童虐待の防止

- ① 虐待防止対策の充実
- ② 児童虐待への迅速な対応
- ③ 虐待を受けた子どもと家庭の支援

基本目標6

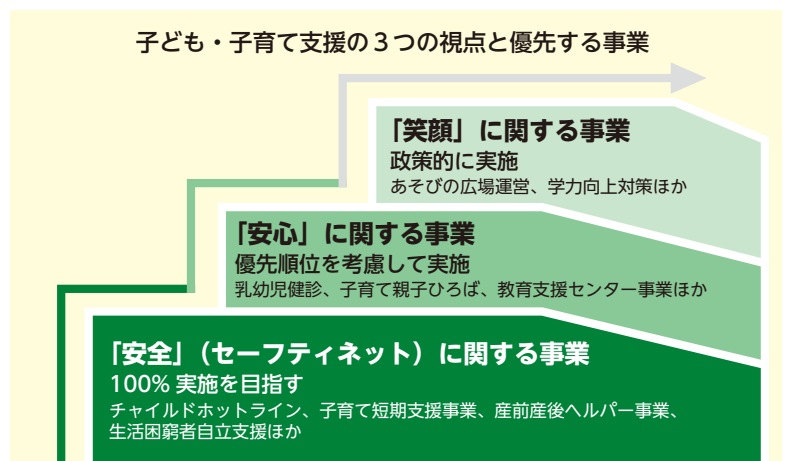
子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

- ① 相談支援
- ② 教育支援
- ③ 保護者と子どもの生活支援と就労支援
- ④ 子どもや保護者への経済的支援

事業の優先順位

第2期プランに盛り込んだ様々な事業の推進に当たっては、「安全」に分類されるものから優先的に取り組むとこととします。「安全」は子ども・子育て支援の基礎となる施策です。ここに分類される事業は最も優先度が高く、計画期間内の5年間ですべて実施することを目指しています。

「安心」ならびに「笑顔」は、財源の確保など様々な観点から、年度ごとに優先順位を判断していきます。



5 主な取り組み

		主な取り組み内容・確保の内容					3つの視点				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	安全	安心	笑顔		
幼児期の学校教育・保育の充実	提供体制の確保内容及びその時期（人）	幼稚園・保育所・認定こども園などを希望する人が利用できるよう、提供体制を確保します。									
		1号認定		837	837	837	837	837			
		2号認定		645	645	645	645	645			
		3号認定	0歳	136	136	136	136	136		●	●
	1・2歳		447	447	447	447	447				
世代間交流の推進	幼稚園、保育所での地域交流やブックスタート事業などを通して、世代間交流に取り組みます。									●	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援	子育て総合支援センターでは、保育士、臨床心理士、家庭相談員が常駐し、保健センターの保健師、幼児ことばの教室の言語聴覚士などとも連携し、総合的な相談と支援に取り組みます。							●	●	
	地域子育て支援拠点事業	保育所、こども園に設置されている子育て支援センターならびに常設型親子ひろば「ひなたっ子」では、子どもと保護者の交流や相談の場を提供します。									●
		実施か所数（か所）		5	5	5	5	5			●
	妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	妊娠の届け出があった妊婦の健診を医療機関で実施するとともに、産後ケアを通して身体的、心理的な不安解消に取り組みます。							●	●	
		受診票交付件数（票）		433	413	394	376	359			
		健診件数（件）		4,646	4,432	4,228	4,034	3,490			
	乳児全戸訪問事業	保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、指導や助言、情報提供を行います。							●	●	
		訪問件数（件）		245	230	220	210	200			
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業	妊娠届時の面談や、乳幼児健診などを通じて、ハイリスク妊産婦を早期に把握し、保健師等がその家庭を定期的に訪問するほか、関係機関が連携して子どもの安全を守る取り組みを進めます。							●	●	
		訪問件数（件）		818	803	793	783	773			
子育て短期支援事業（ショートステイ）	児童養護施設「光が丘学園」のほか、市内の里親と委託契約し、出産や看護、出張のほか、育児疲れやストレスを解消するためにも利用できる環境を整えます。							●	●		
	延べ利用日数・短期入所（人日）		411	411	411	411	411				
	延べ利用日数・夜間養護（人日）		19	19	19	19	19				
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において、児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を行う人との相互援助活動を支援します。							●	●		
	利用想定人数（人日）		520	520	520	520	520				
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業	市内2か所の認可保育所で事業を実施します。また、すべての幼稚園において、幼稚園終了後、在園児の預かり保育を実施します。									
		実施か所数認定こども園・幼稚園（か所）		8	8	8	8	8		●	●
		実施か所数保育所（か所）		2	2	2	2	2			
		利用想定人数 保育所（人/日）		25	25	25	25	25			

	主な取り組み内容・確保の内容					3つの視点			
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	安全	安心	笑顔
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	市内すべての認可保育所等で実施します。							
		利用想定実人数（人日）	600	600	600	600	600	●	
		実施か所数（か所）	13	13	13	13	13		
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病児保育1か所、病後児保育1か所で実施します。							
		実施か所数病児対応型（か所）	1	1	1	1	1	●	●
		実施か所数病後児対応型（か所）	1	1	1	1	1		
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	児童館等を利用し、40人を一単位とし、26単位を確保し、主体的なあそびや生活の場を提供します。							
		定員（人）	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040		●
		実施か所数（支援数）（か所）	26	26	26	26	26		●
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯等に対する実費徴収費用の助成について、各園の状況や、費用負担の内容を精査し、検討します。						●	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入を希望する施設等への支援や、認定こども園において特別な支援が必要な子どもを受け入れるための職員の加配について実績に応じて行います。						●		
幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上	幼児教育と保育との一体的な提供	地域の実情に合わせて開設されている市内の認定こども園について、運営を支援します。						●	
	幼児教育と保育の質の確保	保育士、幼稚園教諭の不足や各幼稚園や保育所の教育・保育の取り組みに関心が高まっていることから、新卒者の獲得に向けた各園の取り組みならびに他園との交流、職員の研修などを支援します。						●	●
子どもと保護者の健康の確保・増進	子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成など、子どもが育つ環境の充実に努めます。 また、支援を必要とする児童に、集団であそぶ場を提供し、行動観察や助言指導を行います。					●	●	●	
子どもの教育とあそび環境の充実	次代の親の育成	中学生、高校生が、子育て中の親子とふれあい、いたわりや思いやりの心を育むことができるよう、各保育所や子育て支援センターなどで実施している現在の取り組みを継続します。							●
	学校の教育環境等の整備	「教えて考えさせる」授業スタイルにより、子どもたちの学びに向かう力の育成に取り組みます。 また、インターネット上での不適切な利用によるトラブルを未然に防ぐため、情報モラル教育に取り組みます。					●	●	●
	家庭や地域の教育力の向上	子育て総合支援センターのほか、児童館などを活用した地域親子ひろばやコミュニティ・スクールなどと協力し、地域の教育力の向上に取り組みます。						●	●
	有害環境対策の推進	従来から続いているPTAの代表などからなる環境浄化モニターの活動に加えて、学校と協力し、安心してインターネットを活用できる環境づくりとトラブルの防止に取り組みます。					●	●	
	児童療育の充実（障がい児施策の充実を含む）	乳幼児の健康診断や事後指導を通じて障がいの早期発見と支援に取り組むとともに、教育面では、障がいのある子どもと他の子どもが共に育ち、教育を受けられる環境を整えます。					●	●	●
	あそび環境の充実	児童館運営を通じた体験活動や学習機会の充実をはじめ、子ども会など地域での交流や保育所で実施している小中学生など様々な年代の人のふれあいなど、楽しくあそべる環境づくりや人材の育成に取り組みます。							●



	主な取り組み内容・確保の内容					3つの視点			
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	安全	安心	笑顔
安心して子どもを産み育てることができる環境の整備	仕事と家庭との調和（ワーク・ライフ・バランス）	市民や事業者に対し、家事・育児の分担や働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発を行うほか、各種制度に関する情報提供に取り組みます。						●	●
	子育てしやすい住環境	子育て支援サービスとの連携も視野にした公営住宅を整備するほか、移住定住者向けに、住宅（新築・中古）を購入する費用の一部を助成します。						●	
	安全な道路交通環境等の整備	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、地域の様々な立場の人たちの意見を反映しながら、利用者の視点から道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。						●	
	安全・安心まちづくりの推進	通学路や公園などの環境整備のほか、交通安全教育に取り組みます。また、地域住民が子どもを見守る環境づくりに努めます。そのほか、児童館等で実施する放課後児童クラブを利用する児童を対象に、地域の協力を得て早朝の時間帯にも利用できるよう取り組みます。					●	●	●
児童虐待の防止	虐待防止対策の充実	オレンジリボンキャンペーンなどによる普及啓発や児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報に努めます。また、親の孤立を防ぐため、子育て総合支援センターを中心に関係機関が一体となった相談体制を強化します。							
	児童虐待への迅速な対応	支援者同士の交流機会となるような学習会の開催などを通して、専門職が迅速に連携した行動をとれるよう情報共有と関係性の構築に努めます。					●	●	
	虐待を受けた子どもと家庭の支援	幼稚園・保育所・学校など子どもと直接関わる各機関と市が定期的な情報共有し、虐待リスクのある家庭と子どもを見守ります。また、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、医師、看護師、保健師等の専門職が連携し、きめ細かな支援に当たります。							
子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援	相談支援	こども・子育てひろば「えみふる」が備える機能などを活用しながら、それぞれの家庭に沿った情報提供や相談窓口を設け、孤立を防ぐ取り組みを進めます。							
	教育支援	幼稚園や保育所における幼児教育の充実とともに、子どもの学力向上や自立心の向上のため、学校以外にも学習支援の場を設けるなど、それぞれの子どもに合わせた、きめ細かな取り組みを進めます。					●	●	●
	保護者や子どもの生活支援と就労支援	保育サービスや放課後児童クラブの充実に努め、子どもの居場所づくりや活動機会の確保、地域との連携に努めます。また、子どもに対するキャリア教育の実施、ひとり親家庭の就業支援などにより、生活の安定と向上を支援します。							
	子どもや保護者への経済的支援	医療費負担の軽減、妊娠時からの家事・育児支援、児童扶養手当、就学援助などの経済的支援に取り組みます。							



第2期 岩見沢市子ども・子育てプラン

第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画／児童虐待防止計画／子どもの貧困対策推進計画

発行日：令和2（2020）年3月31日

発行：岩見沢市

編集：岩見沢市教育委員会事務局 教育部 子ども課

〒068-0024

北海道岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢4階

TEL 0126-35-5133 FAX 0126-25-2995

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>

